



医政発1001第7号
平成24年10月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

巡回診療については、これまで、公衆又は特定多数人に対して医療が行われるものであり、原則として診療所の開設に該当するものとして取り扱っているところですが、地方公共団体、公的医療機関の開設者及び公益法人等（医療法人も含む。）が無医地区における医療の確保等を目的として特に必要な巡回診療を行う場合については、その手続を簡素化しているところです。

これについて、公的医療機関の開設者等以外の実施主体であっても、当該実施主体の既存の医療機関における通常の診療に支障が生じない場合には、公的医療機関の開設者等と同様に、手続を簡素化して差し支えないと考えられるため、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知）の一部を改正し、実施主体に関わらず当該通知の対象となることを明確化することとしたので通知します。

また、「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日付け健政発第927号厚生省健康政策局長通知）の一部についても改正し、巡回診療と同様に、実施主体に関わらず当該通知の対象となることを明確化することとしたので併せて通知します。

貴職におかれましては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する巡回診療及び巡回健診の医療法上の取扱いについての周知をお願いします。

○ 医療機関外で行う健康診断の取扱いについて（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
標記について、疾病予防、成人病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外で行う健康診断（以下「巡回健診」という。）に対する需要が増加しているところであるが、一般国民がより身近に健康診断を受けるところを可能とするため、巡回健診の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。 <u>なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。</u>	標記について、疾病予防、成人病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外で行う健康診断（以下「巡回健診」という。）に対する需要が増加しているところであるが、一般国民がより身近に健康診断を受けるところを可能とするため、<u>民間医療機関の行う巡回健診の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。</u>
記 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 (1)～(3) (略) 2 (略)	記 1 「巡回診療の医療法上の取扱いについて」（昭和三十七年六月二十日医発第五五四号厚生省医務局長通知）により簡便な手続で巡回診療を行うことができる者として掲げられている地方公共団体、公的医療機関の開設者、公益法人等以外の者が、<u>既存の病院又は診療所の事業として巡回健診を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。</u> (1)～(3) (略) 2 (略)

○ 巡回診療の医療法上の取り扱いについて（昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
いわゆる巡回診療（巡回診療において行われる予防接種も含む。）については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として行なう巡回診療であつて、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考へられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしてので通知する。 なお、この取り扱いについては、巡回診療が特に必要である場合に認められるものの既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないこと等について十分確認のうえ適用することとし、これが必要と認められなくなつた場合には直ちにこの取り扱いを中止することとされたい。	いわゆる巡回診療（巡回診療において行われる予防接種も含む。）については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等（医療法人も含む。）が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考へられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしてので通知する。 なお、この取り扱いについては、巡回診療が特に必要である場合に認められるものであるので、巡回診療実施計画及び実施主体の定款又は寄附行為等について十分確認のうえ適用することとし、これが必要と認められなくなつた場合には直ちにこの取り扱いを中止することとされたい。
記 第一 (略) 第二 (略) 一 (略) (一) (略)	記 第一 (略) 第二 (略) 一 (略) (一) (略)

(二) この場合医療法施行規則第一条に基づく開設の許可申請又は届出にあつては、次のとおり取り扱いとすること。 ア～ウ (略) エ 敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合はその構造設備の概要を記載させること。 なお、これを変更した場合には変更許可又は届出の手続をとらせること。 (三)～(四) (略) (五) 医療法第八条及び医療法施行令第四条第三項の規定に基づく医療法施行規則第四条第三号の規定に基づく届出は、行わなくて差し支えないこと。 (六) (略) (七) (略) 二～三 (略)	(二) この場合医療法施行規則第一条に基づく開設の許可申請にあつては、次のとおり取り扱いとすること。 ア～ウ (略) エ 敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合はその構造設備の概要を記載させること。 なお、これを変更した場合には変更許可の手続をとらせること。 (三)～(四) (略) (新設) (五) (略) (六) (略) 二～三 (略)
---	--